

新型コロナウイルス感染症の対応について

項目	日付	内容
1. 中国の対応	1月22日	○ 武漢市人民政府の発表：原則として、必要がなければ武漢以外の人については武漢に来ないように、また、武漢の市民は、特殊な状況がなければ武漢を離れないように呼びかけ
	1月23日	○ 武漢市全域の公共交通、地下鉄、客船、長距離バスは暫定的に営業を停止。空港、鉄道の駅及び武漢を離れる道は暫定的に閉鎖
	1月27日	○ 感染拡大を抑え込むため、春節（旧正月）の連休を2月2日まで3日間延長 ○ 海外団体旅行の禁止措置
2. 国の対応	1月10日	○ 自治体及び関係機関に対し、疑似症サーベイランス（原因が明らかでない肺炎等の患者に係る、国立感染症研究所での検査制度）の適切な運用について依頼
	1月23日	○ 通常行っている入国者に対するサーモグラフィー等を用いた発熱等の有無を確認に加え、武漢市からの入国者に対する詳細な健康状態の把握を併せて実施するよう、検疫所に対し通知
	1月24日	○ 中国からの全ての航空便・クルーズ船において、健康カードの配布、機内アナウンスの実施を拡大するよう、各航空会社等に要請。また、併せて、航空会社等には、当面は到着便出口等での健康カードの配布 ○ 中国湖北省全域への渡航中止勧告
	1月28日	○ 感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定 ○ 武漢市に在留する日本人の帰国に向け、民間チャーター機を現地に派遣 ○ 「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部会議」を立ち上げ、対策を強化
	1月29日	○ チャーター機で帰国した邦人206名のうち、204名に新型コロナウイルスの検査を実施 ※同意の得られなかった2名は健康状態をフォローアップ予定 ○ 「厚生労働省健康フォローアップセンター」を設置

項目	日付	内容
3. 県の対応	1月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県ホームページにおいて、患者の発生状況等を掲載し、広く県民に情報提供するとともに、武漢市から帰国した後に咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、医療機関を受診するよう呼びかけ ○ 福岡県医師会等関係団体に対し、武漢市に滞在歴がある原因不明の肺炎患者を診療した際には、院内での感染対策を徹底するとともに、管轄保健所に連絡するよう要請
	1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○ Twitter、LINE、Facebook により情報提供
	1月17日 及び24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県において「保健所長会議（※）」を開催し、相談対応と医療体制の整備について確認 ※県保健所長、保健衛生課長等
	1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「庁内連絡会議」（※）を開催し、関係各課で対応等の情報を共有 ※生活衛生課、医療指導課、消防防災指導課、観光振興課、体育スポーツ健康課等 ○ ホテル、旅館、住宅宿泊事業者に対し、宿泊者に対する医療機関への紹介等について協力を依頼
	1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「福岡県感染症指定医療機関連絡会議」を開催し、医療体制の確認及び意見交換
	1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の専門家からなる「福岡県感染症危機管理対策委員会」を開催し、意見交換